

男女共同参画に関する人権に関する相談及び 人権侵害被害における被害者救済に関する処理状況

1 人権侵害についての相談等件数

(1) 法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談件数

	女性の 人権 ホットライン	女性を被害者 とする 人権相談件数	女性を被害者 とする人権侵 犯事件数
平成18年件数	25,285	14,703	4,910

人権相談件数、及び人権侵犯事件数は、夫から妻への暴力が最も多い。
女性の人権ホットラインには、「配偶者からの暴力」の区分が存在しない。

(2) 都道府県・政令指定都市における人権侵害相談等件数内訳 (のべ数)

	行政による 人権侵害	配偶者からの 暴力	セクシュアル・ ハラスメント	性被害	その他男女共同参 画に関する人権侵 害
平成18年度件数	26	67,153	1,995	443	3,333

配偶者からの暴力が最も多い。

2 都道府県・政令指定都市の人権侵害に関する相談・被害者救済の体制等の整備状況 (平成19年4月1日現在)

地方公共団体には、法令による苦情処理体制・人権侵害救済体制の設置義務(基本法17条)はあてはまらないが、国の施策に準じた施策等を行う責務(第9条)が定められている。

(1) 体制等の種類

都道府県・政令指定都市64自治体全てが何らかの体制等を整備している状況。

主な体制の種類

- ・男女共同参画に関する人権侵害事案の申立制度
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・女性相談所
- ・人権侵害に関する相談窓口
- ・労働相談 等

(2) 処理体制の種類	第三者機関(男女共同参画に限る)	20機関
	第三者機関(行政一般を取り扱う)	1 "
	既存審議会の活用	1 "
	庁内	143 "
	重複している自治体もある	

(3) 地域連絡協議会 163の処理機関(窓口)中56箇所で設置

(4) 専従担当者数 非常勤が多い自治体が多数である。
64自治体計…常勤274人 非常勤814人

(5) 処理方法 相談(59) 情報提供(28) 調査審議(14) 意見等(19) その他(3)
意見等は、加害者側に対して行うもの